

護・地域活動支援センター・小規模作業所等就労継続A型・B型の日中活動支援と福祉的就労支援のあり方を話し合われた。

〔コーディネーター〕又村あおい氏：神奈川県平塚市役所職員、手をつなぐ編集委員

昨年8月に政権交代し自立支援法が廃止、新法制度の議論がなされている。現時点での、日中活動や福祉就労支援事業について分類されている。

1) 自立支援法の廃止、新しい法制度(障がい者総合福祉法仮称)の施行時期について

現在、国から示されたスケジュールでは、「平成25年8月までに施行」としているが、市町村の現場では年度途中から抜本的に制度が切り替わることは難しいので、実際には「平成25年から平成26年4月頃」からではないか?

2) 新しい日中活動や福祉的就労を支援する事業への意見としては

障がい者程度区分を廃止するため、現在の「介護給付」や「訓練事業給付」のような分類を廃止すべきである。就労を支援するサービスについては、根拠法を福祉法から労働法に移し、サービス利用者には各種労働法を適用すべきである。福祉的な就労を行うサービス(授産施設、福祉工場や小規模作業所)については、事業体系を整理すべきであると言われ、あわせて自立支援法の「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」のうち就労支援にかかる事業については統合、簡素化、事業体系を整理、就労支援体制を強化し企業就労を促進するべきであるとのこと。

最後に社会活動への参加支援、福祉的就労支援、企業就労支援の3類型を切れ目なく整備するべきである、制度が変えられたとしても根底から変えられるものではないと閉められた。

〔基調講演〕『まちで働く、まちで暮らす』

村上和代氏：(福)シンフォニー理事長、手をつなぐ編集委員長

我が子の小学部を迎える同時期に施設見学から始められ、小規模作業所立上げ、社会福祉法人化、平成11年に全国初の合築施設として通所授産施設・デイサービスセンターを開所。施設の中に喫茶店・グッズ1号店を開き日中活動、福祉的就労支援の場とした。

地域から施設、そして地域へ…街で働くことを目標とし、総合福祉会館など公共施設において喫茶・レストラン業務6店舗を展開されている。さらにメンテナンス業務ではマンション、病院、高齢者施設

の清掃、草刈り等々、又、リサイクル業務では(5法人で協力、大分市就労支援協議会)ビン、缶、ペットボトル手選別作業、就労継続B型として包装作業とタオル、お茶、お菓子などの箱詰め等、意欲的な取り組みをなされている事に驚いた。まちで働く、まちで暮らすとつながっていかれた。

地域活動支援センター、ホームヘルプサービス、児童デイサービス、相談支援事業、地域療育支援事業、グループホーム、ケアホーム、短期宿泊訓練事業と地域活動支援センターでは、利用者さんたちに合った自らの輝く活動と安心をと、タクシー送迎などもされている。ホームヘルプサービスでは24年間、365日の安心サービスやケアホーム・グループホームでは夜間の世話人が常駐し、より安心な地域での暮らしが継続されている等報告された。

全日本育成会では今、地域活動・就労支援事業所協議会の今後のあり方及び運営規程の見直し等が討議される中、これまで地域と共に活動してきた小規模事業所を益々発展させるべき育成会活動原点として、今期、本人主体とした地域生活を支えるサービス基盤整備を、又、誰もが安心して生活できる環境づくりと事業展開、そして協議継続が尚一層必要とされる。(竹山 和子)

【第4分科会】

住まい・余暇：特別なニーズのある人を含めた

暮らしの支援

まず基調講演では、横浜市(福)同愛会代表 高山和彦氏からお話を伺いました。

てらん広場(複合施設)…平成4年開設は、「通所施設」機能、「小舎制」機能、「生活の場と仕事の場の分離」機能のほかに「駆け込み寺」機能でもあれという機能主義運営をめざして行ってこられたそうです。お話の中で、同愛会のグループホームで暮らす仲間たちのエピソードも紹介されました。

認知症になったユミさん、医療ミスで遷延性意識障害になったチナツさん、前科4犯のチョウさん、行動障害と呼ばれていた仲間たち、「動き回る重症心身障害者」と呼ばれていたツトムさん、宇宙人の指令で暮らすムーさん、「さらば!アルコール依存症」を宣言するスワ子さんなど、現在ホームで暮らす方々のこれまでの苦難続きの人生暦を知るにつけ、「何て苦しい生活を過ごしてきたのだろう。何か彼らのためにできることはないのだろうか!」と考える若いスタッフの力で、「生きていてよかったと彼らが